

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十八号）新旧対照表

改正	現行	備考
<p>第三 適用する工場又は事業場</p> <p>この基準は、防止法第<u>二</u>条第<u>六</u>項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排水(同項に規定するものをいう。以下同じ。)の量が五十立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)に適用する。</p>	<p>第三 適用する工場又は事業場</p> <p>この基準は、防止法第<u>一</u>条第<u>五</u>項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排水(同項に規定するものをいう。以下同じ。)の量が五十立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)に適用する。</p>	